

「茅ヶ崎市みどりの基本計画 生物多様性ちがさき戦略」における進捗について（令和2年度）

平成31年3月に策定した「茅ヶ崎市みどりの基本計画 生物多様性ちがさき戦略」において、計画の進行管理を行うために、重点的に進める施策の進捗状況は毎年度、その他の施策の進捗状況は概ね3年毎に進捗状況をみどり審議会へ報告することとしています。

進捗報告の様式は、令和元年度の進捗状況報告に令和2年度の進捗状況報告を加筆したものです。

また、令和2年度第1回みどり審議会において、進捗状況報告を行ったところ、委員から、「個別の事例を記載するだけでなく、市全体の雰囲気（エートス）を記載することで、問題の有無や問題の所在が理解できる」といった御意見をいただきました。

この意見を受け、基本方針ごとに令和2年度における計画の進捗状況に対しての所見を記載し、その次に各施策における進捗状況を記載します。

なお、各施策の枠内に記載している活動や取り組みは計画に記載されているものと同じ内容のものであり、実施にあたっては、「茅ヶ崎市総合計画実施計画」やそれぞれの施策が位置づけられている個別計画も含めて、その内容の見直しや実施時期の調整をしながら行ってまいります。

基本方針（1） 人々が身近にふれあうみどりの充実

基本方針（1）に係る取り組みについては、緑地の確保量としては、保存樹林及び生産緑地等の減少により減少しましたが、旧本庁舎跡地広場内の整備、市民の森にあるツリーハウス建替え等、一部の取り組みについては進捗が図られました。

令和3年4月1日時点における市街化区域の緑地の面積は、186.22ヘクタールで、市街化区域面積2,221ヘクタールに対し、8.38%となっています。計画策定時の基準となっている緑地の面積（平成30年4月1日時点）は、191.38ヘクタールであったので、3年間で5.16ヘクタール減少しています。

市南東部（浜竹四丁目）に都市公園として浜竹公園を新たに整備しましたが、南部を中心として、公園・緑地が不足している地域が多くあります。

中心市街地では、市役所の旧本庁舎跡地広場内の植栽工事が完了しました。芝生を中心とした広場として整備し、月1週間程度の市内飲食店によるキッチンカーの出店誘導もあり、市民の憩いの場として活用されています。また、初秋の夕暮れにはエンマコオロギの鳴き声が聞こえ、生きものの生育環境となっています。この広場がある中央公園周辺は、本計画において、生きものの移動経路として重要な場所としており、整備した広場は、この機能の一部を担うことができました。

また、本計画において、レクリエーションの拠点となる地域として位置づけをしている市北東部にある市民の森のツリーハウスが経年劣化により、使用不能となっていました。建替え修繕を行い、令和3年1月から供用を再開しました。

市街化区域にある農地については、平成27年4月に都市農業振興基本法が制定され、これに基づく都市農業振興基本計画において、市街化区域内の農地は、「宅地化すべきもの」から都市に「あるべき

もの」として位置づけられたことに伴い、引き続き都市農地の保全を図るため、平成30年3月に特定生産緑地制度を創設しています。市では、指定から30年が経過しようとする生産緑地について、特定生産緑地の指定手続きを進め、令和2年度は71件（104箇所）を指定し、都市農地の保全が一定程度図られたものと認識しています。

民有地の緑地については、所有者の都合による保存樹木の指定解除が進んでいます。令和2年度から3年度に移るときの指定解除はありませんでしたが、元年度から2年度に移るときには、3件、面積約6,700㎡の指定解除があり、市南部の住宅地の緑地は大幅に減少しました。保存樹木の指定実績は、令和3年4月1日時点で28件、面積約35,200㎡となっています。

一定規模の集合住宅や店舗等の開発行為については、「茅ヶ崎市のまちづくりにおける手続及び基準等に関する条例」に基づき、開発事業者に対し、建築予定地面積のうち原則として15%の植栽地を設置するよう指導し、令和2年度は、29件、約3,500㎡の植栽地の設置を誘導しました。

【重点】施策① 公園整備の推進

- ・公園の整備にあたっては、公園が不足し充実が求められる地域への配置を推進します。
- ・公有地化による整備だけでなく、Park-PFIなどの民間活力を導入した整備や借地による整備などを推進します。
- ・市民に親しまれる公園とするため、近隣住民との協議や景観法に基づく協議を活用します。
- ・周辺のまちづくりと調和のとれた公園とするため、必要に応じて公園区域の見直しを検討します。

令和元年度の取組状況

【広域事業政策課】

- ・「（仮称）河童徳利ひろば整備事業」については、公有地の測量業務を実施し、私有地の地権者に事業協力を求めるなど、今後のひろば整備に向けた下地を作ることができました。

【公園緑地課】

- ・地元自治会及び周辺住民の方と調整し、出口町第一青少年広場を都市公園（出口町公園）として整備しました。（692.00㎡）
- ・浜竹地内にて公園を整備するために、協議を進めました。
- ・公園愛護会制度を推進しました。
- ・市民の森の再整備として、令和2年度に市民の森内のツリーハウスを再整備するため、ツリーハウスの点検整備を行いました。

令和2年度の取組状況

【公園緑地課】

- ・地元自治会及び周辺住民の方と調整し、浜竹公園を都市公園として整備しました。（502.28㎡）
- ・公園愛護会制度を推進するため、一般社団法人みんなの公園愛護会と公園愛護会支援に関する連携協定書を締結しました。
- ・市民の森の再整備として、ツリーハウスを再整備し、3年1月にオープンしました。
- ・「（仮称）河童徳利ひろば整備事業」については、公有地の測量業務を実施し、私有地の地権者に事業協力を求めるなど、今後のひろば整備に向けた下地を作ることができました。

【重点】施策② 公園施設長寿命化や公園リニューアル

- ・「公園施設長寿命化計画」の策定による、遊具などの公園施設の長寿命化を推進します。
- ・長寿命化や公園リニューアルにあたっては、周辺のまちづくりの状況を踏まえながら、防災・減災機能の充実やユニバーサルデザインへ配慮するとともに、近隣住民との協議や景観法に基づく協議を活用します。

令和元年度 of 取組状況

【公園緑地課】

- ・「公園施設長寿命化計画」の計画策定に着手しました。
- ・遊具点検を実施し、老朽化している遊具の中で、緊急性の高いものについては随時修理を行いました。
- ・中央公園の再整備として、旧管理棟の解体工事及び太陽光パネルの設置工事を行いました。

令和2年度 of 取組状況

【公園緑地課】

- ・都市公園施設を対象とし、施設の安全性及び機能性の確保並びにライフサイクルコストの縮減に取り組むための公園施設長寿命化計画の素案を作成しました。

【重点】施策③ 公共施設のみどりの充実

- ・公共施設では、立地特性を踏まえて、市民の日常生活空間にうるおいを与え、地域のモデルとなる緑化を推進します。
- ・「⑱生物多様性の保全活動を推進するしくみづくり」に位置づけた緑化ガイドラインを活用するとともに、木材利用の指針の整備などを検討します。

令和元年度 of 取組状況

【施設再編整備課】

- ・茅ヶ崎市役所新庁舎建設の最終工程として、旧本庁舎跡地広場内の植栽工事に着手しました。平成24年度に計画した植栽計画を再確認し、より生物多様性に配慮した植栽計画としました。

【産業振興課】

- ・道の駅整備事業に伴う周辺道路改良工事に着手し、植栽帯を一部新設しました。

【建築課】

- ・平成30年度より整備を開始し、令和2年度に供用を開始する（仮称）市営小和田住宅外複合施設について、「茅ヶ崎市のまちづくりにおける手続及び基準等に関する条例」に定める緑化基準に基づく「（仮称）茅ヶ崎市営小和田住宅外複合施設建設に伴う基本計画」や茅ヶ崎市景観まちづくり審議会での答申等に基づき、緑地の整備を進めました。令和2年度においても引き続き、供用開始に向けて整備を進めていきます。

【社会教育課】

- ・（仮称）歴史文化交流館整備事業については、令和2年度の着工に向け、植栽計画について景観みどり課と協議を行いました。

令和2年度を取組状況

【資産経営課】

- ・令和元年度に引き続き、茅ヶ崎市役所新庁舎建設の最終工程として、平成24年度に計画した植栽計画に基づき、旧本庁舎跡地広場内の植栽工事を行い、生物多様性に配慮した植栽を設置しました。

【産業振興課】

- ・道の駅整備事業に伴う周辺道路改良工事に着手し、植栽帯を一部新設しました。

【建築課】

- ・平成30年度より整備を開始した（仮称）市営小和田住宅外複合施設について、「茅ヶ崎市のまちづくりにおける手続及び基準等に関する条例」に定める緑化基準に基づく「（仮称）茅ヶ崎市営小和田住宅外複合施設建設に伴う基本計画」や茅ヶ崎市景観まちづくり審議会での答申等に基づき、緑地の整備を進め、令和2年10月に完成、同年11月より供用を開始しました。

【社会教育課】

- ・（仮称）歴史文化交流館整備事業については、令和元年度中に景観みどり課と協議し作成した植栽計画に基づいた作業が進み、令和3年11月末の竣工予定（3年4月時点）となっております。

【重点】施策④ 学校のみどりの充実

- ・学校の施設管理面に考慮しながら外周部や屋上など施設内の緑化を推進します。
- ・整備した緑地の環境教育への活用を推進します。
- ・市民と連携した学校ビオトープの設置や調査に関する支援を検討します。

令和元年度を取組状況

【環境政策課】

- ・中学校における環境学習の一環として、ビオトープの自然観察会を実施した事例等を教職員向け「環境学習 News」に掲載し、各小中学校へ配布しました。

【教育施設課】

- ・小中学校において、みどりのカーテン等の自主的な緑化推進に取り組むと共に、専門業者や施設業務員のグループ作業による樹木剪定を実施し、適正管理に努めました。
- ・校庭芝生化については、県の情報交換会に参加し、管理運営方法等の情報共有を図りました。
- ・小学校では民有地を借用し、学習体験を継続的に実施しました（松林小学校、小出小学校）。また、学校緑化推進のため、屋上に設置した田んぼ、畑及び庭園の維持管理を行いました。（汐見台小学校）

令和2年度を取組状況

【環境政策課】

- ・スクールエコアクションの報告でありました小中学校による緑のカーテンや芝生づくり、屋上緑化といった各校の特色ある取り組みについて、全小中学校へ情報提供を行いました。

【教育施設課】

- ・小中学校において、みどりのカーテン等の自主的な緑化推進に取り組むと共に、専門業者による樹木剪定を実施し、適正管理に努めました。
- ・小学校では民有地を借用し、学習体験を継続的に実施しました（松林小学校、小出小学校）。また、学校緑化推進のため、屋上に設置した田んぼ、畑及び庭園の維持管理を行いました。（汐見台小学校）

【重点】施策⑤ 道路のみどりの充実

- ・道路整備や街路樹リニューアルにおいては、地域にふさわしい樹種による街路樹緑化を推進するとともに、国道や県道の道路緑化についても働きかけます。
- ・道路整備後に残地が発生した場合は、交流の場としてのポケットパーク整備を検討します。
- ・街路樹の効率的な維持管理を推進します。

令和元年度の取組状況

【広域事業政策課】

- ・危険箇所や市民から要望のあった箇所の樹木の剪定等を道路管理者に要望しました。

【道路建設課】

- ・香川甘沼線道路改良工事に伴い街路樹を整備しました。（23.5㎡）
- ・市道0121号線南側歩道改良工事（その1）に伴い街路樹を整備しました。（44.2㎡）

【公園緑地課】

- ・提案型民間活用制度事業により、市内の街路樹等の植栽について一括した管理を行い、計画的かつ効率的な植栽管理に努めました。

令和2年度の取組状況

【建設総務課】

- ・危険箇所や市民から要望のあった箇所の樹木の剪定等を国道及び県道の管理者に要望しました。

【公園緑地課】

- ・提案型民間活用制度事業により、市内の街路樹等の植栽について一括した管理を行い、計画的かつ効率的な植栽管理に努めました。

【重点】施策⑥ 民有地のみどりの充実

- ・みどり豊かなまちづくりを推進するため、「茅ヶ崎市みどりの保全等に関する条例」や「茅ヶ崎市のみどりづくりにおける手続及び基準等に関する条例」、景観法に基づく協議などを活用し、民有地の緑化を推進します。
- ・住宅などの民有地緑化や市街地に残された樹木の保全を支援します。

- ・樹木を譲りたい人と引き取りたい人を結びつけるグリーンバンク制度を推進します。
- ・市街地における公開された緑地の創出を図るため、市民緑地制度の活用を促進します。

令和元年度の取組状況

【都市計画課】

- ・市街化区域5,000㎡以上又は市街化調整区域3,000㎡以上の土地利用を行うに当たり、茅ヶ崎市土地利用基本条例第5条に基づいた大規模土地利用行為の届出が次の通り申請され、それぞれ審査並びに土地利用計画の公表及び土地利用計画に対する助言・指導を届出者に行いました。
令和元年度土地利用基本条例の申請数 7件

【景観みどり課】

- ・茅ヶ崎市のまちづくりにおける手続及び基準等に関する条例、景観法に基づく協議などにおいて、生物多様性に配慮した植栽計画となるよう協議しました。
- ・みどりのまちなみ推進補助制度を創設し、民有地の緑化を推進するとともに沿道への緑化を促しました。令和元年度の実績は1件でした。
- ・保存樹林制度（元年度末指定件数31件）、保存樹木制度（元年度末指定件数21件）により市街地のみどりを保全しました。市街地の樹林を所有する地権者へ市民緑制度について提案しましたが、指定には至りませんでした。

【公園緑地課】

- ・グリーンバンク制度を推進し、1件1本の樹木を配布しました。

【青少年課】

- ・土地所有者の方々のご厚意により市が借用し、青少年広場として15か所開設しています。
- ・定期的に広場内の除草や樹木の剪定等を行い、安全で安心して遊べる子どもたちの居場所として、快適に利用できるよう維持管理に努めました。

令和2年度の取組状況

【都市計画課】

- ・市街化区域5,000㎡以上又は市街化調整区域3,000㎡以上の土地利用を行うに当たり、茅ヶ崎市土地利用基本条例第5条に基づいた大規模土地利用行為の届出が次の通り申請され、それぞれ審査並びに土地利用計画の公表及び土地利用計画に対する助言・指導を届出者に行いました。
2年度土地利用基本条例の申請数 7件

【景観みどり課】

- ・茅ヶ崎市のまちづくりにおける手続及び基準等に関する条例や景観法に基づく協議などにおいて、生物多様性に配慮した植栽計画となるよう指導・助言を行いました。
(まちづくり条例に基づく緑化指導 29件、景観法に基づく協議 56件)
- ・民有地の緑化を推進するとともに沿道への緑化を促す「みどりのまちなみ推進補助制度」を設置し、ホームページ等で周知しましたが、実績は2件でした。

- ・保存樹林制度（２年度末指定件数２８件 指定面積約３５，２００㎡）、保存樹木制度（２年度末指定件数１９件）により市街地のみどりを保全しました。

【公園緑地課】

- ・グリーンバンク制度を推進するため、ホームページを更新しました。
- ・庭木処分等の相談を受けた際は、グリーンバンク制度の案内をすることで、制度の周知を図りました。

【青少年課】

- ・土地所有者の方々のご厚意により市が借用し、青少年広場として１５か所開設しています。
- ・定期的に広場内の除草や樹木の剪定等を行い、安全で安心して遊べる子どもたちの居場所として、快適に利用できるよう維持管理に努めました。

【重点】施策⑧ 防災・減災機能を持つみどりの充実

- ・みどりの防災・減災機能に着目し、農産物の生産の場としてだけでなく、遊水機能などを有している水田などの農地や樹林の保全を推進します。
- ・延焼遅延や雨水貯留機能を持つ街路樹や市街地の樹林などのみどりの保全を推進します。

令和元年度取組状況

【景観みどり課】

- ・延焼遅延や雨水貯留機能を持つ市街地の樹林を、保存樹林制度により保全しました。

【下水道河川建設課】

- ・市内にある遊水機能を有する土地を保全するため、遊水機能土地保全補助事業として、補助要件を満たしている土地の所有者に対して１平方メートル当たり２５円の補助金を交付しました。遊水機能を有する土地の保全を奨励することによって、雨水の貯留浸透を促進し、浸水の軽減を図るとともに、自然環境の保全にも寄与することを目的としています。

令和２年度取組状況

【景観みどり課】

- ・延焼遅延や雨水貯留機能を持つ市街地の樹林を、保存樹林制度により保全しました。
- ・特別緑地保全地区内の樹林において、森林の防災・減災機能が維持できるよう、立ち枯れた樹木の伐採や除草などの維持管理を行いました。

【下水道河川建設課】

- ・市内にある遊水機能を有する土地を保全するため、遊水機能土地保全補助事業として、補助要件を満たしている土地の所有者に対して１平方メートル当たり２５円の補助金を交付しました。遊水機能を有する土地の保全を奨励することによって、雨水の貯留浸透を促進し、浸水の軽減を図るとともに、自然環境の保全にも寄与することを目的としています。

【重点】施策⑨ 景観・文化資源を形成するみどりの充実

- ・良好な景観を形成するみどりの保全・再生・創出を推進するため、「茅ヶ崎市のまちづくりにおける手続及び基準等に関する条例」や「茅ヶ崎市景観計画」に基づき、沿道のみどりの充実などを誘導します。
- ・市民が日常望見する位置にあり、景観上也優れている赤羽根の斜面林については、特別緑地保全地区の指定を推進します。
- ・市民ボランティアによる社寺林などの実態調査を進めるとともに、文化財や景観重要樹木などの保全を推進します。
- ・「ちがさき丸ごとふるさと発見博物館事業」と連携し、自然とふれあい、歴史をめぐる回遊動線の検討など優れた地域資源を活用します。

令和元年度取組状況

【景観みどり課】

- ・市内3か所目の特別緑地保全地区指定に向けては、赤羽根斜面林ではなく行谷を先行着手地区と決定しましたが、赤羽根斜面林は県の指定する自然環境保全地域となっているため、保全に関する一定の担保は取れていると考えています。県と情報共有を行いながら、協力して保全に努めていきます。
- ・景観に大きな影響を及ぼす一定規模以上の建築行為、開発行為及び公共施設整備に対して義務付けた、景観法に基づく届出制度を用いて、「茅ヶ崎市景観計画」に示した景観形成基準に基づいた助言・指導を行いました。その中で、沿道のみどりを充実するよう誘導しました。（届出実績 民間80件（内、大規模土地利用行為3件）、公共施設2件）
- ・景観重要樹木については、定期的な目視点検により樹容を確認するなど、適切な保全に努めました。

【社会教育課】

- ・県・市の指定文化財である天然記念物が二つの台風により大きな被害を受けました。倒木や枝折れが発生した樹木の剪定・撤去に係る費用に補助金を支出しました。
- ・市指定天然記念物の鶴嶺八幡宮参道松並木について、台風の影響により根元にすきまが空いてしまったものや、枝葉が勢いよく茂って木の幹回りに比べ非常に多く茂っているものについて、補正予算を計上し、剪定を行いました。
- ・ちがさき丸ごとふるさと発見博物館事業では、指定天然記念物や景観重要樹木をガイドコースにいられたまち歩きを実施しました。

令和2年度取組状況

【景観みどり課】

- ・本計画において保全配慮地区に指定した地域の開発行為により設置される予定の提供公園について、良好な景観を形成していたみどりの面影を残すため、既存の樹木を活用した公園を設置するよう事業者と協議しました。
- ・「茅ヶ崎市景観計画」に示した景観形成基準に基づいた助言・指導を行い、沿道のみどりを充実するよう誘導しました。（届出実績 民間55件（内、大規模土地利用行為5件）、公共施設1件）

【社会教育課】

- ・市指定文化財に指定されている鶴嶺八幡宮参道及び松並木の保全のため、樹木の剪定を行いました。
- ・県指定文化財の保全のため、文化財の指定範囲内に所在する枯損木の伐採・撤去に係る費用に補助金を支出しました。
- ・ちがさき丸ごとふるさと発見博物館事業では、令和3年3月1日から31日の期間、オンライン上において「ちがさき丸ごとふるさと発見博物館企画展2021『お届けエコミュージアム！おうちで“丸ごと博物館”』」を開催し、同企画展企画の一環として、指定天然記念物をガイドコースに含めた「まち歩きガイドマップ」の紹介を行いました。

基本方針（2） 生きものが生息・生育するみどりの確保

基本方針（2）に沿った取り組みとしては、政策面では大きな進展がなく、自然環境の保全活動も、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、活動頻度が少ない状況でした。

従前から行っている、特別緑地保全地区（清水谷、赤羽根字十三区周辺）をはじめとした特に重要度が高い自然環境が残されている地域の保全については、市民団体や有志の市民の方々の協力により、実施することができましたが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、従来どおりの頻度で、保全活動ができない地域がありました。

重点的に取り組む施策の1つに、行谷地区を次の特別緑地保全地区として指定する活動がありますが、指定候補地が土砂災害特別警戒区域に指定されたことや新型コロナウイルス感染症拡大防止に重点を置いた市の実施方針に従い、指定に向けた活動を一時中止することとなりました。

また、大規模土地利用行為の届出が提出されている事業用地については、所有者の許可を得た上で、生きものの調査を行い、「茅ヶ崎市レッドリスト2017」に絶滅危惧種又は準絶滅危惧種となっている植物の移植を行いました。移植前の生育環境と同様の環境ではないため、今後も生育できるかどうか引き続き観察が必要です。

概ね5年に一度実施している自然環境評価調査の実施に向けて、自然環境評価調査員の養成講座の実施を予定していましたが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、事業を中止しました。

【重点】施策⑬ 特に重要度が高い自然環境の確保

- ・自然環境評価調査により特に重要度が高いと評価された自然環境を保全するとともに、対象地区に応じた保全制度（特別緑地保全地区やみどりの保全地区）の適用と保全管理計画に基づく市民団体などとの協働による管理を推進します。
- ・定期的に自然環境評価調査を実施し状況を把握するとともに、周辺で土地利用がある場合などは、自然環境保全への配慮を働きかけます。

令和元年度 of 取組状況

【景観みどり課】

- ・特別緑地保全地区候補地（2箇所）のうち、行谷を指定事務の先行着手地域に決定し、公図連続図を作成しました。
- ・清水谷を愛する会による「清水谷特別緑地保全地区」の保全作業、市民有志による「赤羽根字十三区周辺特別緑地保全地区」の保全作業が実施されました。

- ・特別緑地保全地区候補地の位置づけはなくなりましたが、長谷のモニタリングを実施しました。
- ・平太夫新田は、相模川の河畔林を育てる会による保全作業が行われました。
- ・柳谷では、大部分が含まれる茅ヶ崎里山公園の管理者である神奈川県公園協会や、茅ヶ崎里山公園倶楽部、柳谷の自然に学ぶ会等の柳谷で活動している市民団体及び市による保全作業の方針を協議する保全部会が定期的に開催されています。

【公園緑地課】

- ・市民の森にある希少植物等を景観みどり課と連携して保全し、自然環境の確保を図りました。

令和2年度 of 取組状況

【景観みどり課】

- ・新型コロナウイルス感染症拡大の影響による、神奈川県が指定する土砂災害特別警戒区域の指定事務の遅れや市の財政状況の悪化から、行谷の特別緑地保全地区指定事務を一時中止することとし、みどり審議会に報告しました。今後は、現地のモニタリング調査など指定事務再開を見据えた活動を進めていきます。
- ・清水谷を愛する会による「清水谷特別緑地保全地区」の保全作業、市民有志と市職員による「赤羽根字十三区周辺特別緑地保全地区」の保全作業が実施されました。
- ・平太夫新田は、相模川の河畔林を育てる会による保全作業が行われました。
- ・柳谷では、管理者と市民団体、市等で構成される保全部会が新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、一時休止するなど、保全活動が十分にできませんでした。

【公園緑地課】

- ・市民の森や柳島キャンプ場にある希少植物等を景観みどり課と連携して保全し、自然環境の確保を図りました。

【重点】施策⑭ 生きものが生息・生育するみどりの確保

- ・自然環境を保全し、動物などが連続して移動できるように配慮した生態系ネットワークの形成を推進するため、地域制緑地制度などを活用します。
- ・保存樹林・保存樹木制度やみどりの保全地区制度の指定を推進します。
- ・「自然環境保全条例」(神奈川県)により指定されている自然環境保全地域(甘沼・中赤羽根・上赤羽根)や飛砂防備保安林・水害防備保安林の継続を働きかけます。
- ・これまでの自然環境評価調査の指標種の確認地点から抽出された生きものの移動経路として重要な場所(中央公園周辺・小出川大曲橋周辺)におけるみどりの保全・再生・創出を推進します。

令和元年度の取組状況

【広域事業政策課】

- ・「(仮称)河童徳利ひろば整備事業」については、公有地の測量業務を実施し、私有地の地権者に事業協力を求めるなど、今後のひろば整備に向けた下地を作ることができました。

【景観みどり課】

- ・生きものの生息・生育地の確保のため、保存樹林・保存樹木制度を推進していますが、毎年減少傾向にあります。

【公園緑地課】

- ・公園緑地課が所管している施設において、景観みどり課と連携し、生態系ネットワークを考慮した手法による草刈りを行い、みどりの確保に努めました。

令和2年度 of 取組状況

【景観みどり課】

- ・生きものの生息・生育地の確保のため、保存樹林・保存樹木制度を推進していますが、毎年減少傾向にあります。加えて「令和3年度事業実施方針」及び「茅ヶ崎市財政健全化緊急対策」に基づき、新規の指定を一時中止することとなりました。

【公園緑地課】

- ・公園緑地課が所管している施設において、景観みどり課と連携し、生態系ネットワークを考慮した手法による草刈りを行い、みどりの確保に努めました。
- ・「（仮称）河童徳利ひろば整備事業」については、公有地の測量業務を実施し、私有地の地権者に事業協力を求めるなど、今後のひろば整備に向けた下地を作ることができました。

【重点】施策⑮ 絶滅危惧種対策

- ・「茅ヶ崎市レッドリスト2017」の掲載種の生息・生育環境の保全・再生を推進します。
- ・自然環境評価調査と連携した「茅ヶ崎市レッドリスト2017」の掲載種の詳細な生息・生育環境の把握などを検討します。
- ・「茅ヶ崎市レッドリスト2017」の周知を行うとともに、土地利用などが行われる場合は保全への配慮を働きかけます。

令和元年度 of 取組状況

【景観みどり課】

- ・大規模土地利用行為の届出が提出されている事業予定地の調査を行い、「茅ヶ崎市レッドリスト2017」における絶滅危惧種のキッコウハグマ、準絶滅危惧種のホトトギスが確認されたため、市北部の公有地へ移植し保全しました。
- ・保存樹林指定の解除に伴い現地調査を行い、準絶滅危惧種のタンキリマメが確認されたため、タンキリマメを市南部の公有地へ移植し保全しました。

令和2年度 of 取組状況

【景観みどり課】

- ・大規模土地利用行為の届出が提出されている事業予定地の調査を行い、「茅ヶ崎市レッドリスト2017」において絶滅種とされていたツリバナ、絶滅危惧種のクマガイソウが確認されたため、市北部の公有地へ移植しました。また、他の大規模土地利用行為の届出が提出されている事業予定地の調査でも、準絶滅危惧種のタンキリマメが確認されたため、市南部の公有地へ移植しました。

【重点】施策⑯ 外来種対策

- ・市民などに対して外来種に関する情報を発信し、外来種の侵入・拡散の防止策の実施や支援を検討します。
- ・「生態系被害防止外来種リスト」掲載種のうちオオキンケイギクやアレチウリ、オオクチバス、ブルーギルなどの特定外来生物や、特に在来生物の生息・生育を脅かすミシシippアカミミガメやアメリカザリガニなどの外来生物の放逐禁止や愛護動物の遺棄の禁止を周知します。
- ・「茅ヶ崎市のまちづくりにおける手続及び基準等に関する条例」などに基づく協議において、引き続き外来種を用いない緑化を働きかけるなど、民有地の緑化における外来種対策を推進します。

令和元年度の取組状況

【景観みどり課】

- ・清水谷特別緑地保全地区内において、外来種であるモリアオガエルの卵塊駆除を、市民活動団体の協力を得ながら環境政策課、公園緑地課、景観みどり課合同で実施しました。また、アメリカザリガニの駆除も行いました。
- ・赤羽根字十三区周辺特別緑地保全地区内において、オランダガラシ、アレチウリ、オオブタクサ等の駆除・抑制を行いました。
- ・市民活動団体等が、各エリアで外来種の除去を実施しています。
- ・茅ヶ崎市のまちづくりにおける手続及び基準等に関する条例に基づく緑化協議の中で、植栽樹種について外来種から在来種への変更協議を行いました。

令和2年度の取組状況

【景観みどり課】

- ・清水谷特別緑地保全地区内において、市民活動団体の協力を得ながら、環境政策課、公園緑地課及び景観みどり課合同により、外来種であるモリアオガエルの卵塊駆除を実施しました。また、アメリカザリガニの駆除・抑制も行いました。
- ・赤羽根字十三区周辺特別緑地保全地区内において、オランダガラシ、アレチウリ、オオブタクサ、セイタカアワダチソウ、ツルニチニチソウ等の駆除・抑制を行いました。
- ・市民活動団体等が、各エリアで外来種の除去を実施しています。
- ・茅ヶ崎市のまちづくりにおける手続及び基準等に関する条例に基づく緑化協議の中で、植栽樹種について外来種から在来種への変更するよう事業者と協議しました。

【衛生課】

- ・市のホームページで動物の適正飼養の啓発や、「動物の遺棄・虐待は犯罪です」のポスターを衛生課窓口や虐待の通報があった公園に張るなどの周知を図りました。

【重点】施策⑰ 自然環境評価調査実施

- ・市民との協働で実施している「茅ヶ崎市自然環境評価調査」を継続していくとともに、調査を継続的に実施するため、調査員の養成などの事業を推進します。
- ・調査結果を蓄積し、特に重要度が高い自然環境の保全をはじめとする様々な施策に活用していきます。

令和元年度の取組状況	<p>【景観みどり課】</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成30年度に続いて自然環境調査員養成講座（魚類、哺乳類、鳥類）を実施し、全6回の講座でのべ125名の方に受講いただきました。 <p>【社会教育課】</p> <ul style="list-style-type: none"> 文化資料館では、市民ボランティアと協力して、小出川の野鳥分布調査を1回実施しました。 （仮称）歴史文化交流館で行う、市民と協力した調査活動の検討を進めました。
令和2年度の取組状況	<p>【景観みどり課】</p> <ul style="list-style-type: none"> 前年度の自然環境評価調査員養成講座の受講者を対象に、調査形式の研修講座を予定していましたが、新型コロナウイルス感染症まん延防止の観点から中止しました。 <p>【社会教育課】</p> <ul style="list-style-type: none"> 文化資料館では、市民ボランティアと協力した市内野鳥分布調査等を計画していましたが、新型コロナウイルスまん延防止対策のため中止としました。 （仮称）歴史文化交流館で行う、市民と協力した調査活動の検討を進めました。

基本方針（3） みどりと人々がであう協働のしくみづくり

基本方針（3）に係る取り組みについては、新型コロナウイルス感染症拡大の影響が大きく、従来から行っている会議、イベント、周知活動などのほとんどが中止になり、WEB会議、動画配信やパネル展示などの代替の方法により開催しました。

自然環境庁内会議については、書面による会議となりましたが、関係課かいとの情報共有ができ、工事予定箇所の植物の移植など対策を講じることができました。

環境学習事業「里山はっけん隊！」については、従来、県立茅ヶ崎里山公園を会場として、市、公益財団法人神奈川県公園協会及び市民団体「柳谷の自然に学ぶ会」が協働しながら開催していましたが、集合して行うことができず、代わりに生きもの紹介や保全作業の重要性を伝えるコンテンツを作成し、配信しました。動画配信は、閲覧する側が時間を問わず見られることから、参加者数をはるかに上回る再生回数となり、結果として幅広い年齢層に周知できました。

公園の維持管理については、従来から公園愛護会の協力により行っていたところですが、新たな取り組みとして、株式会社パークフルが運営する無料公園情報アプリ「PARKFUL Watch」を導入し、清掃・除草など公園愛護会が行う日常的な管理作業の情報共有が簡単にできるようになりました。

また、中学校からの協力依頼に応じて、自然学習講義及び自然観察会に担当職員を派遣しました。その他、小中学校の総合学習等では、市民団体が講師を務める自然観察会等が実施されました。

【重点】施策⑱ 庁内及び関係機関との連携

- ・生物多様性の保全などに関する国の方向性や事業に関わる情報収集をはじめ、市域を越えた対策が必要な課題(外来種対策、河川・海岸環境の改善など)については、必要に応じて国や神奈川県、近隣市町村との連携を図ります。
- ・国や県が市域で実施する公共事業について、生物多様性に影響を及ぼす可能性が見込まれる場合などに生物多様性の保全や配慮を働きかけます。
- ・市の関係各課の自然環境や生物多様性の保全などに関する情報共有や対応策の検討のため、自然環境庁内会議を活用します。
- ・「茅ヶ崎市環境基本計画」と密接に関わりがあることから、関係部局や「茅ヶ崎市環境審議会」などとの連携を継続します。

令和元年度 of 取組状況

【景観みどり課】

- ・定期的に自然環境庁内会議を開催し、情報共有に努めました。道路拡幅事業を進める中で、法面の施工方法など、自然環境の保全に向けた協議を実施しました。
- ・特に重要度の高い自然環境を有する地域である平太夫新田地内の、市の占有地域の保安全管理について、相模川を所管する京浜河川事務所、市民団体「相模川の河畔林を育てる会」、市との三者で意見交換を行いました。

令和2年度 of 取組状況

【景観みどり課】

- ・定期的に開催している自然環境庁内会議の中で得られた公共工事の情報をもとに、植物の移植を行いました。
- ・昨年度に引き続き、平太夫新田地内の市の占有地域の保安全管理について、相模川を所管する京浜河川事務所、市民団体「相模川の河畔林を育てる会」、市との三者で意見交換を行いました。

【重点】施策⑲生物多様性の保全活動を推進するしくみづくり

- ・将来にわたって生物多様性の恵みを享受していくため、生物多様性の保全と持続可能な利用を様々な社会経済活動の中に組み込むこと(生物多様性の主流化)を促進します。
- ・地域にふさわしい在来種による緑化や生きものの生息・生育環境となるような緑化を目指す緑化ガイドラインを策定し、公共施設整備や土地利用の際の配慮を促進します。
- ・生物多様性に関する調査や保安全管理活動などの拠点としての機能や情報の収集、学習・普及の拠点としての機能をもつ生物多様性センターの整備を検討します。生きものや市内のみどりに関する情報を収集・発信するとともに、身近なみどりの調査・保全活動を推進します。
- ・情報発信は、みどりに関する制度の周知やイベント情報、生きものの生息・生育状況、公園・緑地の魅力、市民農園などの市内のみどりに関する情報だけでなく、生物多様性の恵みや保全にあたっての課題などについても行き、リーフレットの作成や講演会の開催、ホームページ、SNSの充実など、様々な人が情報を得られるような手法を検討します。

令和元年度 of 取組状況

【環境政策課】

- ・環境学習事業「里山はっけん隊！」を夏（27名）と冬（21名）に県立茅ヶ崎里山公園にて実施し、自然観察や保全作業を通じ里山の魅力を周知しました。
- ・令和元年10月5日に開催した環境フェアにおいて、保全活動に従事している市民団体のパネル展示やワークショップを実施し、各団体が取り組んでいる保全活動について情報提供するとともに、自然環境評価調査の周知を行いました。（来場者1,500人）

【景観みどり課】

- ・市内の自然環境や生物多様性の保全活動を周知するため、ニューズレターちが咲きやFacebookを用いた情報発信を実施しました。生物多様性に関する講演会「テーマ：環境保全と生物多様性の関係性について」を開催しました。

令和2年度 of 取組状況

【環境政策課】

- ・環境学習事業「バーチャル里山はっけん隊！」と称し、秋と春に里山において季節に見られる生きものの紹介や保全作業の重要性について、動画配信形式により周知しました。
- ・令和2年10月19日（月）～23日（金）市役所1階市民ふれあいプラザ、10月24日（土）イオン茅ヶ崎中央店にて、環境活動パネル展を開催し、保全活動に従事している市民団体のパネルを展示し、来場者に周知を行いました。

【景観みどり課】

- ・「ニューズレターちが咲き」やFacebookを用い、市内の自然環境や生物多様性の保全活動に関する情報を発信しました。Facebookでは、イベント開催情報の発信だけではなく、植物や昆虫の紹介を行い、自然環境に興味を持ってもらうきっかけづくりとなるよう努めました。

【重点】施策⑳ 市民との連携

- ・特に重要度が高い自然環境をはじめ、河川や海岸、市街地に残された樹林などの維持管理への市民参加を推進するため、情報提供や団体活動の周知などを支援します。
- ・生物多様性に配慮したみどりの保全・再生を目的としたみどりの管理団体に対しては、自然環境保全ボランティア斡旋制度や「茅ヶ崎みどりの保全等に関する条例」などに基づいた支援を実施します。
- ・市民の共有財産である身近な公園の管理について地元自治会などの地域の団体と連携することにより、協働による公園の管理運営を行う公園愛護会制度を推進します。

令和元年度の取組状況

【環境政策課】

- ・環境フェアにおいて、保全活動に従事している市民団体のパネル展示やワークショップを実施し、各団体が取り組んでいる保全活動について情報提供しました。（来場者1,500人）
- ・令和元年12月8日に「相模川の河畔林を育てる会」との共催で、シンポジウム相模川河畔林の環境活動「自然環境の保全を考えそして行動へ」を開催しました。（参加者数：27人）

【景観みどり課】

- ・自然環境保全ボランティア斡旋制度を運用し、受入団体の活動日等をボランティア登録者へ周知し、本制度が利用された保全作業が3件ありました。
- ・広報紙、市ホームページ「参加してみよう！環境活動」のページ、ニュースレター「ちが咲き」等にて、市民活動団体が実施する保全活動や講座の周知を図りました。

【公園緑地課】

- ・各公園愛護会と調整し、花苗の支給や除草・清掃用具等を貸出し、公園の整備や樹木の剪定等について必要に応じて活動団体と協議し、活動の推進を図りました。また、元年度は新たに3ヶ所の公園愛護会の登録がありました。

令和2年度の取組状況

【環境政策課】

- ・令和2年10月19日（月）～23日（金）市役所1階市民ふれあいプラザ、10月24日（土）イオン茅ヶ崎中央店にて、環境活動パネル展を開催し、保全活動に従事している市民団体のパネルを展示し、来場者に周知を行いました。

【景観みどり課】

- ・新型コロナウイルス感染症まん延防止の観点から、自然環境保全ボランティア斡旋制度の運用を一時見合わせました。
- ・市民有志による赤羽根字十三区周辺特別緑地保全地区内の保全作業も、感染症まん延防止の観点から一時見合わせることにしました。

【公園緑地課】

- ・各公園愛護会と調整し、花苗の支給や除草・清掃用具等を貸出し、公園の整備や樹木の剪定等について必要に応じて活動団体と協議し、活動の推進を図りました。また、2年度は新たに2ヶ所の公園愛護会の登録がありました。
- ・株式会社パークフルが運営する無料公園情報アプリ「PARKFUL」を使って、公園情報の提供を開始したほか、公園愛護会活動の周知や公園愛護会の方とのコミュニケーションツールとして、「PARKFUL Watch」を導入し、10団体の方が登録・運用を始めました。

【重点】施策⑳ 教育機関との連携

- ・みどりに関する教育の推進や学校緑化の推進を図るため、情報提供や本計画の周知を行います。
- ・参加型イベントや食育などを通じて、みどりや生物多様性の価値を伝えるなど、次世代の活動を担う子供たちへの教育に関する事業を推進します。
- ・みどりに関する講座や観察会の実施などを教育機関へ働きかけます。

令和元年度の取組状況

【環境政策課】

- ・教員向けの環境情報を載せた「環境学習 News」を3回発行しました。その中で、出前講座メニューや環境に関するコンクールの紹介、各校の特色ある取り組みや環境フェアに参加した小学校の取り組み紹介等を行いました。

【景観みどり課】

- ・西浜中学校1年生、円蔵中学校2年生、鶴が台中学校1年生、鶴嶺小学校3年生の生徒を対象とした自然観察会等を実施しました。保存樹林指定の解除に伴い現地調査を行った結果、アズマヒキガエルの卵紐を発見したため、浜須賀小学校の協力を得て敷地内の池に移動しました。
- ・小出地区の魅力を学び、体感してもらうことを目的とした「下寺尾・堤地区周辺まち起こし事業」の一環として、小出小学校の5年生を対象に「つくろう！小出のシンボルマーク」を行いました。マーク作りの作成にあたり、地域の特徴を学ぶため、まち歩きを実施し、清水谷特別緑地保全地区などを訪れ、地域の特色あるみどりや、多様な生物が生息している等、マーク作りを通して学習してもらう機会をつくりました。

【教育政策課】

- ・令和元年度より、茅ヶ崎市教育基本計画【令和3～12年度】の策定作業を進めています。同計画では、市長部局との連携を位置付けています。その一つとして、総合的な学習の時間等において、環境、福祉、都市計画、芸術、スポーツ、経済などを様々な分野を学ぶ機会を創出することを位置付けました。

令和2年度を取組状況

【環境政策課】

- ・教員向けの環境情報を載せた「環境学習 News」を3回発行しました。その中で、出前講座メニューや環境に関するコンテスト、各校の特色ある取り組みや環境活動パネル展の紹介を行いました。

【景観みどり課】

- ・鶴が台中学校1年生、梅田中学校1年生の生徒を対象とした自然観察会等を実施しました。
- ・浜見平南側を流れる松尾川の暗渠化工事に伴う調査において、南部での生育が珍しいイノモトソウが確認できたので、近隣の西浜小学校の敷地内の池に数株移植しました。

【教育総務課】

- ・令和2年10月に茅ヶ崎市教育基本計画【令和3～12年度】の策定が完了しました。今後は、市長部局との連携も含め、計画に基づき、教育機関と連携した取組を実施していきます。

【重点】施策② 事業者との連携

- ・事業者による保全活動への参加や工場敷地の緑化などを推進するために情報提供を行います。
- ・茅ヶ崎地区工場等緑化推進協議会と連携した事業を推進するとともに、商店街などでのみどりの創出の事業を支援します。
- ・市民団体や地域との連携を支援するための情報提供を行います。

令和元年度を取組状況

【産業振興課】

- ・令和元年 11 月 29 日に開催された茅ヶ崎地区工場等緑化推進協議会会員事業所見学会・研修会にて、参加者へ工場立地法の概要を説明しました。
- ・令和元年度中に市内の 4 商店会（鶴が台名店街、東海岸商店会、南駅前商店会、南本通り商店会）が商店会内の花壇やプランターの整備事業を行い、その事業に要した経費の一部について茅ヶ崎市商店街販売促進事業補助金の対象事業として補助金を交付しました。

【景観みどり課】

- ・茅ヶ崎地区工場等緑化推進協議会と市民団体「清水谷を愛する会」が合同で保全作業を実施しました。また、同協議会と「相模川の河畔林を育てる会」が合同で保全作業を実施しました。

令和 2 年度 of 取組状況

【産業振興課】

- ・茅ヶ崎地区工場等緑化推進協議会会員事業所見学会・研修会は新型コロナウイルス感染症の影響を受け、開催中止。
- ・令和 2 年度中に市内の 3 商店会（鶴が台名店街、南駅前商店会、南本通り商店会）が商店会内の花壇やプランターの整備事業を行い、その事業に要した経費の一部について茅ヶ崎市商店街販売促進事業補助金の対象事業として補助金を交付しました。

【景観みどり課】

- ・茅ヶ崎地区工場等緑化推進協議会の活動が、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため休止となったため、例年、実施している市民団体との協働による保全活動が実施できませんでした。

【重点】施策⑳ 人材育成

- ・市民によるみどりの保全・再生・創出や生物多様性保全の活動を継続していくため、活動の担い手となる人材育成を推進します。
- ・みどりや生物多様性への関心を高めるとともに、新たな活動の担い手の確保や活動の中心となる人材を養成できるような講座や講演会などを実施します。

令和元年度の取組状況

【環境保全課】

- ・茅ヶ崎地区相模川をきれいにする協議会と共催で環境保全セミナーを実施しており、令和元年度はテーマを「環境保全と生物多様性の関係性について」として開催しました。

【参考】過去の環境保全セミナーのテーマ

- ・平成 30 年度 「マイクロプラスチックってなんだろう」
- ・平成 29 年度 「河川・海域の環境保全について」
- ・平成 28 年度 「土壌汚染対策について」

【景観みどり課】

- ・市内の自然環境や生物多様性の保全活動を周知するため、広報ちがさき、ニュースレター「ちが咲き」、Facebook を活用した情報発信を実施しました。
- ・次回の自然環境評価調査の実施に備えて、自然環境調査員養成講座を実施しました。

- ・生物多様性に関する講演会「テーマ：環境保全と生物多様性の関係性について」を開催しました。
- ・自然環境保全ボランティア斡旋制度を運用し、受入団体の活動日等をボランティア登録者へ周知し、本制度が利用された保全作業が3件ありました。

【教育政策課】

- ・令和元年度より、茅ヶ崎市教育基本計画【令和3～12年度】の策定作業を進めています。同計画に（仮称）茅ヶ崎市歴史文化交流館の整備等に関する施策を、重点施策として位置付けています。同施策では、堤・下寺尾という施設の立地を生かし、茅ヶ崎の自然や歴史・文化を学ぶ教育活動を展開するとしました。

令和2年度を取組状況

【環境保全課】

- ・毎年、茅ヶ崎地区相模川をきれいにする協議会と共催で環境保全セミナーを実施していましたが、令和2年度は新型コロナウイルスまん延防止対策のため中止しました。（本セミナーは環境保全について幅広くテーマ設定をしているため、みどりの基本計画における施策とは関連がないこともあります。）

【景観みどり課】

- ・新型コロナウイルス感染症まん延防止の観点から各種イベント・講座を中止したため、人材育成につながる取り組みは実施できませんでした。

【教育総務課】

- ・令和2年10月に茅ヶ崎市教育基本計画【令和3～12年度】の策定が完了しました。今後は、施策21の景観みどり課の取組にあるように、計画に基づき、市長部局と教育委員会事務局又は教育機関と連携した取組を実施していきます。

【重点】施策⑳ 資金の充実

- ・本市では「恵まれた自然と調和したうるおいのあるまちづくり」を目標として「茅ヶ崎市緑のまちづくり基金」を設置しています。基金の充実策の検討や寄附の呼びかけを実施します。
- ・公園が不足し充実が求められる地域への公園整備や公園施設長寿命化、公園リニューアルなど本計画を推進するために必要な財源確保手法について、先進事例（横浜みどり税など）を参考に検討します。

令和元年度を取組状況

【景観みどり課】

- ・茅ヶ崎市緑のまちづくり基金へ、事業者などから約232千円、公共施設に自動販売機を設置している事業者等から約44千円、市内で活動する団体等から約33千円の寄附をいただきました。
- ・その他、ふるさと納税を含む個人の方から約578千円の寄附をいただきました。
- ・令和元年度は、特別緑地保全地区内の用地取得のため約12,334千円を取り崩し、年度末残高は約3億9400万円となっています。

- ・国から譲与される森林環境譲与税を積み立てることを目的として、茅ヶ崎市森林環境基金を設置し、元年度は9, 110千円を積み立てました。本譲与税の用途は、森林整備及びその促進に関する費用に限定されており、本譲与税の主旨を踏まえながら、みどり施策への活用の検討を進めます。

令和2年度を取組状況

【景観みどり課】

- ・茅ヶ崎市緑のまちづくり基金へ、事業者などから150千円、公共施設に自動販売機を設置している事業者等から約26千円の寄附をいただきました。
- ・その他、ふるさと納税を含む個人の方から約969千円の寄附をいただきました。年度末残高は約3億9500万円となっています。
- ・国から譲与される森林環境譲与税を活用し、森林整備のための危険樹の伐採を行うなど、森林の整備を行いました。また、木材利用の促進として、市民の森ツリーハウスを建て替えました。残金約1491万円は基金へ積み立て、森林整備の促進に資する事業に活用します。